

○特定業務に従事する定年制職員の給与に関する規則

(令和6年10月31日令和6年規則第138号)

改正 令和7年3月27日令和7年規則第95号

目次

第1章 総則(第1条―第10条)

第2章 給与

第1節 年俸(第11条―第15条)

第2節 手当(第16条―第18条)

第3章 給与の特例(第19条―第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定業務に従事する定年制職員の就業に関する規則(令和6年規則第137号。以下「就業規則」という。)第1条に定める特定業務に従事する職員(就業規則第2条第2項第2号に規定する特定業務職員を除く。以下「特定業務職員」という。)の給与について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 特定業務職員の給与は、年俸及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 年俸

(2) 手当

超過勤務手当

通勤手当

期末手当

(重複給与の禁止)

第3条 特定業務職員が機構の委員等の他の職に合わせて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第4条 特定業務職員の給与は、法令及び労使協定に定めるところにより特定業務職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接特定業務職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特定業務職員の同意により、特定業務職員が指定する銀行等口座への振込により前項の控除後の給与を支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 特定業務職員の給与(期末手当を除く。)の支給定日は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 特定業務職員の給与は、前項の支給定日(前項のただし書により別に定める日を含む。)において、第11条第1項から第3項までにより得た年俸を12で除して得た額(以下「年俸月額」という。)、通勤手当(ただし、職員給与規程(平成15年規程第8号。以下「職員給与

規程」という。)第 27 条第 7 項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)及び前月 1 日から末日までの超過勤務手当を支給する。

3 特定業務職員が毎月 16 日以後に年俸月額及び通勤手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実が発生したときは、翌月の支給定日に支給する。

4 特定業務職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給する。

(非常時払)

第 6 条 特定業務職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、前条の規定にかかわらずこれにその日までの給与を支給することができる。

(給与の日割計算)

第 7 条 月の中途において任用、退職、休職、復職その他異動があったときの特定業務職員の当該月における年俸月額は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特定業務職員が死亡したとき又は組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたとき等やむを得ない場合においては、日割計算を行わないことができる。

(給与の日額)

第 8 条 この規則により特定業務職員に支給される給与の日額は、支給される年俸月額(第 11 条第 3 項に規定するみなし残業手当に相当する額を除く。)を、当該月の日数から就業規則に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

2 前項にかかわらず、任用又は退職の場合において支給される給与の日額は、支給される年俸月額を当該月の日数から休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 9 条 特定業務職員の勤務 1 時間当たりの給与額は、年俸月額(第 11 条第 3 項に規定するみなし残業手当に相当する額を除く。)を就業規則に定める勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の 1 年間における 1 月平均の時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第 10 条 この規則の定めるところによる給与計算において、50 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数のあるときは、その端数金額は 1 円として計算する。

第 2 章 給与

第 1 節 年俸

(年俸)

第 11 条 第 2 条第 1 号の年俸は、当該特定業務職員の業務内容及び責任の度合等に応じて、別表に定める額(以下「基準年俸額」という。)を基とし個別に決定する。

2 前項において、基準年俸額の支給基準となる別表に定める等級に該当する標準的な職務の等級は、次のとおりとする。

(1) I 等級 上級研究開発マネージャー又はフェロー (I)

(2) II 等級 研究開発マネージャー又はフェロー (II)

(3) III 等級 研究開発コーディネーター又はフェロー (III)

(4) IV等級 アソシエイト研究開発コーディネーター又はフェロー (IV)

- 3 別表に定める等級がⅠ等級及びⅡ等級の者の、第2条第1号の年俸には、基準年俸額のほか、調整額を含むものとする。
- 4 別表に定める等級がⅢ等級及びⅣ等級の者の、第2条第1号の年俸には、基準年俸額のほか、調整額及びみなし残業手当に相当する額を含むものとする。
- 5 第3項に定める調整額の額は、次の各号に定める額の和とし、前項に定める調整額の額は、次の各号のうち、第1号及び第2号に定める額の和とする。
 - (1) 基準年俸額を基礎とし、別に定める率を乗じて得た額
 - (2) 基準年俸額を基礎とし、別に定める率を乗じて得た退職金に相当する額
 - (3) 基準年俸額を基礎とし、その役割に応じて別に定める率を乗じて得た額
- 6 第4項に定めるみなし残業手当に相当する額は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「時間単価」という。)に100分の125を乗じて得た額に、30(育児、介護又はその他の事由により勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じた数)を乗じて得た額とする。

(昇格)

第12条 機構は、上位の等級の職務について十分な能力があり、かつ、勤務成績及び勤務状況等が良好な特定業務職員を昇格させることができる。

- 2 前項の昇格においては、現に格付けされている等級より上位の等級に格付けるものとする。

(降格)

第13条 機構は、現に格付けされている等級の職務について十分な能力が認められず、かつ、勤務成績が不良で職務への適格性を欠くと認められる特定業務職員を降格させることができる。

- 2 前項の降格においては、現に格付けされている等級より下位の等級に格付けるものとする。

(年俸額の改定)

第14条 機構は、特定業務職員の4月1日から翌年の3月31日までの期間におけるそれぞれの勤務成績及び勤務状況等に応じて、次年度の年俸額を増額又は減額することができる。

- 2 前項の場合のほか、機構は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第3項及び第50条の11を踏まえ、年俸額を増額又は減額することができる。

(等級及び基準年俸額の調整)

第15条 特定業務職員が復職等したときは、別表に定める適用等級及び基準年俸額の調整をすることができる。

第2節 手当

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、就業規則第13条の規定により、同規則第10条の所定勤務時間外及び同規則第12条の休日における勤務(以下「時間外・休日勤務」という。)を命ぜられた特定業務職員に対し、その勤務時間1時間につき、時間単価に100分の125を乗じて得た額から、第11条第3項に定めるみなし残業手当の月額に相当する額を減じた額を支給する。

- 2 前項の場合において、その時間外・休日勤務が30時間以下の場合、前項による超過勤務手当は、支給しない。

- 3 特定業務職員が、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合は、その勤務時間 1 時間につき、時間単価に 100 分の 25 を乗じて得た額を、第 1 項の額に加えて支給する。
- 4 特定業務職員が休日に勤務した場合は、その勤務時間 1 時間につき、時間単価に 100 分の 10 を乗じて得た額を、第 1 項の額に加えて支給する。
- 5 特定業務職員の時間外・休日勤務(法定休日(就業規則第 12 条第 3 項における勤務を除く。))の時間が 1 か月について 60 時間を超えた場合、その 60 時間を超えて勤務した全時間について、第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、時間単価に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100 分の 175) を乗じて得た額を支給する。
- 6 所定勤務時間外の勤務について、1 時間に満たない端数時分があるときは、その端数時分の月の 1 日から末日までの和を求め、さらにその和に 1 時間に満たない端数時分のあるときは、その端数時分は次により計算するものとする。
 - 1 分以上 30 分未満は 0 時間
 - 30 分以上 60 分未満は 1 時間
- 7 前各項の定めにかかわらず、フレックスタイム制実施細則(令和 2 年細則第 21 号)の定めによりフレックスタイム制の適用を受ける特定業務職員の超過勤務手当については、同細則の定めを適用する。ただし、第 11 条第 3 項に定めるみなし残業手当に相当する額を受ける特定業務職員の超過勤務手当においては、同細則第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、同細則第 10 条の清算期間における総労働時間を超過した労働時間から、30 時間(育児、介護又はその他の事由により勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じた数)を減じた時間について、時間単価に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。
- 8 前各項の規定は、別表に定める等級がⅠ等級及びⅡ等級の者には、適用しない。ただし、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合は、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を第 6 項を適用して算出した当該勤務時間数に乗じて支給する。

(通勤手当)

第 17 条 通勤手当の支給については、職員給与規程第 27 条の規定を準用する。

(期末手当)

第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する特定業務職員及びこれらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した特定業務職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職又は死亡した特定業務職員にあつては退職又は死亡した日現在)において、特定業務職員が受けるべき基準年俸額(別表に定める等級がⅠ等級及びⅡ等級の特定業務職員においては、第 11 条第 3 項に定める調整額のうち、基準年俸額を基礎とし、その役割に応じて別に定める基準で算出した額を加算した額)を 12 で除した額を基礎として、職員給与規程の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、その者の勤務成績、在職期間等を勘案して、理事長が定める割合を乗じた額とする。

第 3 章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第 19 条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤する者に対する欠勤期間の給与は、欠勤を始めた日から 3 年間給与の全額を支給する。その他の負傷又は疾病により欠勤した場合又は就業規則第 20 条に該当する場合、その欠勤した日又は時間については、第 8 条及び第 9 条の規定により計算した給与の日額及び勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項以外のやむを得ない事由による欠勤者(就業規則第 20 条の規定による欠勤の届出がなかった場合を除く。)に対する給与は、欠勤を始めた日から 1 か月、年俸月額的全額を支給し、その欠勤が引き続き 1 か月を超えるときは、その 1 か月を超えた日から当該欠勤の継続する間、年俸月額の半額を支給する。

3 前 2 項にかかわらず、欠勤者のみなし残業手当に相当する額は、当該月に勤務実績がない場合は全額支給せず、勤務した日又は時間がある場合は全額支給する。

(休職者の給与)

第 20 条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命じられた特定業務職員に対しては、その休職期間中給与の全額を支給する。

2 就業規則第 46 条の規定により休職を命ぜられた特定業務職員に対する休職期間中の給与は、年俸月額について次の各号に定める割合を乗じた額を支給する。

(1) 就業規則第 46 条第 1 項第 1 号の事由(業務上又は通勤による傷病を事由とする場合を除く。)により休職を命ぜられたときは、当該休職期間が 1 年までは 100 分の 80、当該休職期間が 1 年を超える期間については、零

(2) 就業規則第 46 条第 1 項第 2 号の事由により休職を命ぜられたときは、100 分の 60

3 就業規則第 46 条第 1 項第 1 号の規定により、休職(業務上又は通勤による傷病を事由とする休職を除く。)を命じられた特定業務職員に対する就業規則第 47 条第 2 項ただし書の規定により延長された期間中の給与は、そのつど定める。

4 就業規則第 46 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により休職を命じられた特定業務職員に支給する休職期間中の給与は、そのつど定める。

5 前 3 項にかかわらず、休職者のみなし残業手当に相当する額は、当該月に勤務実績がない場合は全額支給せず、勤務した日又は時間がある場合は全額支給する。

(育児休業等をする特定業務職員の給与等)

第 21 条 育児休業又は出生時育児休業をしている特定業務職員(以下この条において「育児休業者等」という。))に対する給与は、当該休業の期間中支給しない。

2 育児休業者等のうち、第 18 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)があるものには、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 特定業務職員が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

4 前 3 項に定めるもののほか、育児休業、出生時育児休業、育児のための勤務時間短縮及び育児時間を取得する特定業務職員の給与等の取扱については、育児休業等に関する細則(平成 15 年細則第 5 号)に定めるところによる。

(介護休業等をする特定業務職員の給与等)

第 22 条 就業規則第 53 条の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の特定業務職員の給与については、その期間の勤務しない時間について第 8 条第 1 項及び第 9 条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の特定業務職員の給与等の取扱いについては介護休業等に関する細則(平成 15 年細則第 6 号)に定めるところによる。
(配偶者同行休業をする特定業務職員の給与等)

第 23 条 配偶者同行休業者に対する給与は、当該配偶者同行休業の期間中支給しない。

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の給与の取扱いについては配偶者同行休業に関する細則(平成 26 年細則第 31 号)に定めるところによる。
(旅費の支給)

第 24 条 出張又は外勤を命ぜられた者には、別表に定める等級の区分に応じて定められた旅費相当級に応じ、旅費規程(平成 15 年規程第 12 号)に準じて旅費を支給する。
(満 60 歳後の最初の 4 月 1 日以降の給与の取扱い)

第 25 条 特定業務職員の、満 60 歳に達した日(満 60 歳の誕生日の前日をいう。)後における最初の 4 月 1 日以降の給与の取扱いは、別に定める。
(この規則により難しい場合の措置)

第 26 条 特別の事情により、この規則の規定によることが適当でないと認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日令和 7 年規則第 95 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 11 条関係)

年俸等区分表

等級	号俸	基準年俸額	旅費相当級
I	15	8,606,400	管理職(1 級)
	14	8,302,800	
	13	8,000,400	
	12	7,744,800	
	11	7,490,400	
	10	7,417,200	
	9	7,330,800	
	8	7,244,400	
	7	7,168,800	
	6	7,082,400	
	5	6,996,000	
	4	6,909,600	

	3	6, 823, 200	
	2	6, 736, 800	
	1	6, 656, 400	
II	15	6, 570, 000	管理職（2 級）
	14	6, 500, 400	
	13	6, 426, 000	
	12	6, 357, 600	
	11	6, 283, 200	
	10	6, 213, 600	
	9	6, 139, 200	
	8	6, 063, 600	
	7	5, 992, 800	
	6	5, 918, 400	
	5	5, 845, 200	
	4	5, 770, 800	
	3	5, 696, 400	
	2	5, 626, 800	
	1	5, 552, 400	
III	15	5, 478, 000	その他の職員
	14	5, 384, 400	
	13	5, 294, 400	
	12	5, 191, 200	
	11	5, 089, 200	
	10	4, 995, 600	
	9	4, 892, 400	
	8	4, 796, 400	
	7	4, 708, 800	
	6	4, 600, 800	
	5	4, 507, 200	
	4	4, 408, 800	
	3	4, 311, 600	
	2	4, 208, 400	
	1	4, 107, 600	
IV	11	4, 095, 600	その他の職員
	10	3, 985, 200	
	9	3, 883, 200	
	8	3, 763, 200	
	7	3, 655, 200	
	6	3, 560, 400	
	5	3, 448, 800	
	4	3, 336, 000	

	3	3, 218, 400	
	2	3, 102, 000	
	1	2, 980, 800	

備考 科学技術企業年金基金規約(厚生労働省発年 1001 第 9 号)別表第 5 中、「特定業務に従事する定年制職員の給与に関する規則第 11 条第 1 項に規定する年俸」とは、「年俸のうち、基準年俸額」の項をいう。